

認証の詳細 ＜エキスパンダ＞

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合
 - 表 1 : 製造設備基準
 - 表 2 : 検査設備基準
 - 表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)
 - 表 4 : 型式確認申請手数料
 - 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
 - 表 6 : 型式確認試験の有効期限
 - 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
 - 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
 - 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

2. ロット認証による SG マーク表示の場合
 - 表 10 : ロット認証の委託検査機関
 - 表 11 : ロット認証の申請手数料
 - 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

表1：製造設備基準

製造設備	技術上の基準
1. 線材切断設備	1. 適切に線材を切断できること。
2. 線材巻加工設備	2. 適切に線材を巻加工できること。
3. 熱処理設備	3. 適切に熱処理ができること。
4. フック起こし設備	4. 適切にフック起こしができること。
5. ハンドル用金属材成型設備 (ただし、ハンドルに金属材を用いる場合に限る)	5. 適切にハンドル用金属材の成型ができること。
6. ハンドル用線材溶接設備 (ただし、ハンドルを溶接する方式の場合に限る)	6. 適切に溶接ができること。
7. グリップ成型設備 (ただし、グリップとハンドルが一体でない方式の場合に限る)	7. 適切にグリップの成型ができること。
8. グリップ・ハンドル一体成型用プラスチック材成型設備 (ただし、グリップとハンドルを一体成型で製造する方式であってその一部若しくは全部にプラスチック材を用いる場合に限る)	8. 適切に一体成型ができること。
9. ナスカン材成型設備	9. 適切にナスカン材の成型ができること。
10. 防錆処理設備	10. 適切に防錆処理ができること。
11. 組立設備	11. 適切に組立ができること。
<p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線材切断設備 ・線材巻加工設備 	

<ul style="list-style-type: none"> ・フック起こし設備 ・ハンドル用金属材成型設備 (ただし、ハンドルに金属材を用いる場合に限る) ・グリップ成型設備 (ただし、グリップとハンドルが一体でない方式の場合に限る) ・グリップ・ハンドルー体/成型用プラスチック材成型設備 (ただし、グリップとハンドルを一体成型で製造する方式であってその一部若しくは全部にプラスチック材を用いる場合に限る) ・ナスカン材成型設備又は防錆処理設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。 	
--	--

表 2 : 検査設備基準

検査設備	技術上の基準
1. 強度試験設備	1. <ul style="list-style-type: none"> ・ 引張試験機 (日本工業規格 L2703 (昭和 44 年) ビニロンテープに規定する製造を有するもの (ただし A 形のみ)) ・ エキспанダに関する基準確認方法の項目 2 強度の (4) に規定する性能を有するもの、及び同基準確認方法の項目 2 強度の (1) (ただし A 形のみ) ・ (3) 及び (5) (c) に規定する製造を有するもの、 ・ トルク測定器 (500 キログラム・センチメートルまで測定できるもの) ・ 往復繰り返し回転試験機 (エキспанダに関する基準確認方法の項目 2 強度の (5) (d) の繰り返し回転試験に規定する製造を有するもの)

<p>2. 耐久性試験設備</p> <p>ただし、強度試験又は耐久性試験技術の状況により試験することが適切であると製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者であって製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼製巻尺（2メートルまで測定できるもの） ・ 金属製直尺（150ミリメートルまで測定できるもの）、 ・ 丸棒（日本工業規格 G4309（昭和 52 年）ステンレス鋼線に規定する線径 5 ミリメートルのもの又はこれと同等以上のもの） ・ 木製あて板（幅 5 センチメートル、厚さ 2 センチメートルで 80 キログラムの荷重に十分耐えられる材質であってハンドルの形状に合わせて溝を切っているもの） <p>2. 繰り返し引張試験機（エキスパンダに関する基準確認方法の 3 耐久性に規定する性能を有するもの）、及び鋼製巻尺（2メートルまで測定できるもの）</p>
--	---

表 3：型式区分（ロット認証と共通）

要素	区分
形式	(1) A形(ひも有)のもの (2) B形(ひも無)のもの
ハンドル・グリップの形式	(1) 一体式のもの (2) 差込式のもの (3) その他のもの
スプリングの装着方法	(1) ナスカンによるもの (2) その他のもの
スプリングの本数	(1) 3本以下のもの (2) 4本のもの (3) 5本のもの (4) 6本のもの (5) 7本以上のもの

表 4 : 型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 5,500 円/型式 (税抜 5,000 円/型式) ※外国からの送金時は税抜の手数料です。 	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
検査機関 ※希望により 検査機関を選 択できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財団法人日本文化用品安全試験所 A 形 38,500 円/型式 (税抜 35,000 円/型式) B 形 34,100 円/型式 (税抜 31,000 円/型式) ・ 一般財団法人ポーケン品質評価機構 A 形 53,240 円/型式 (税抜 48,400 円/型式) B 形 49,940 円/型式 (税抜 45,400 円/型式) ただし、A 形及び B 形共基準確認方法 (5) (d) に 規定する繰り返し回転を行うときは、上記の額 に 13,200 円を加算	委託検査機関が案内す る方法によりお支払い 願います。 なお、委託検査機関に 検査試料を送付する際 は、型式確認申請の表 紙のコピーを同封して 下さい。

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
 また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用
 を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

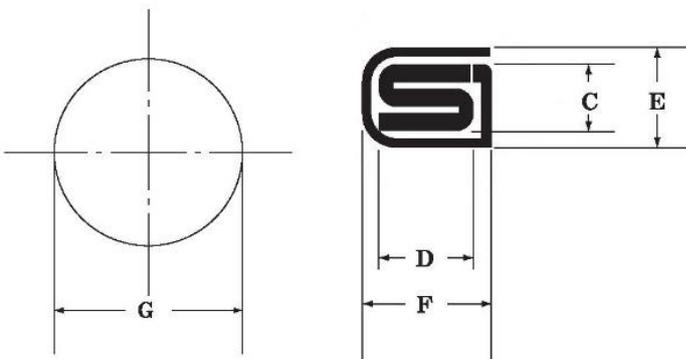
表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	型式試料の数
国内における型式試験の申込先 ※希望により検査機関を選択できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財団法人日本文化用品安全試験所 大阪事業所 製品安全部 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 電話 072-968-2226 FAX. 072(968) 2221 ・ 一般財団法人ボーケン品質評価機構 生活用品試験センター 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124 FAX. 06-6577-0126 	3 個/型式

表 6 : 型式確認試験の有効期限

適合日より 2 年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法										
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルをハンドル部分の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 9mmφ です。ラベルは、シートタイプ、</p>  <p>交付単位は 50 枚です。 (ラベル下地は銀白色、SG マークは黒です)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>下地</td> <td>G=9.0±0.3</td> </tr> <tr> <td>SG マーク</td> <td>C=3.3±0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D=4.6±0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E=5.0±0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>F=6.4±0.3</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位: mm)</p>	下地	G=9.0±0.3	SG マーク	C=3.3±0.3		D=4.6±0.3		E=5.0±0.3		F=6.4±0.3
下地	G=9.0±0.3										
SG マーク	C=3.3±0.3										
	D=4.6±0.3										
	E=5.0±0.3										
	F=6.4±0.3										

	<p>「協会支給ラベル方式」は、「表示交付申請書」に必要事項を記入の上、FAX 等により当協会に送付してください。このとき同時に表 9 に示す手数料額をお振り込みください。</p> <p>表示交付申請書の記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。＜表示交付申請書の様式参照＞</p>
--	--

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	3.3 円/台 (税抜 3 円/個) ※SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。 ※外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

購入日より 2 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

申請窓口	一般財団法人日本文化用品安全試験所	
	東京事業所	〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL. 03 (3829) 2515 FAX. 03 (3829) 2549
	大阪事業所	〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072 (968) 2226 FAX. 072 (968) 2221
	一般財団法人ボーケン品質評価機構	

生活用品試験センター	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124 FAX. 06-6577-0126 ※毎回検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問合せ下さい。なお、要する費用は国内の場合と同じです。	上海愛麗服装検修有限公司（中国）、常州市波肯紡織検測有限公司（中国）、青島紡検有限公司（中国）、SGS 香港株式会社（中国）、SGS Taiwan Limited（台湾）、SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd、Guangzhou Branch（中国）、SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd、Hangzhou Branch（中国）、財団法人 F I T I 試験研究院（韓国）、PT. SGS INDONESIA（インドネシア）、SGS Vietnam Ltd.（ベトナム）、SGS（Thailand） Limited（タイ）
東京試験センター	〒135-0001 東京都中央区江東区毛利 1-12-1 電話 03-5669-1382	
名古屋試験センター	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 電話 052-231-0861	
岡山試験センター	〒700-0936 岡山市北区富田 422-1 電話 086-231-2700	

表 1 1 : ロット認証申請手数料

窓口	手数料	振込先		
一般財団法人日本文化用品安全試験所	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） A 形 38,500 円（税抜 35,000 円） B 形 34,100 円（税抜 31,000 円）	委託検査機関指定が案内する方法によりお願いします。		
	(2) 同等性検査（①+②+③）			
	① 3.3 円/台（税抜 3 円/個）			
	② ロットの大きさ毎の額			
	160 以下		7,700 円（税抜 7,000 円）	
	161～650		12,100 円（税抜 11,000 円）	
	651～1,600		16,500 円（税抜 15,000 円）	
	③ 毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）			
	一般財団法人ポーケン品質評価機構		(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） A 形 53,240 円（税抜 48,400 円） B 形 49,940 円（税抜 45,400 円）	
			(2) 同等性検査（①+②+③）	
① 3.3 円/台（税抜 3 円/個）				
② ロットの大きさ毎の額				
160 以下		14,300 円（税抜 13,000 円）		
161～650		16,500 円（税抜 15,000 円）		
651～1,600		20,900 円（税抜 19,000 円）		
③ 毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）				

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法										
協会支給ラベル方式	<p data-bbox="555 349 1356 421">図 1 に示す協会支給ラベルをハンドル部分の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 9mmφ です。ラベルは、シートタイプ、</p> <div data-bbox="608 450 1299 819" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="580 819 1134 891">交付単位は 50 枚です。 (ラベル下地は銀白色、SG マークは黒です)</p> <table border="1" data-bbox="555 981 911 1227" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">下地</td> <td style="text-align: center;">$G=9.0\pm 0.3$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">SG マーク</td> <td style="text-align: center;">$C=3.3\pm 0.3$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">$D=4.6\pm 0.3$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">$E=5.0\pm 0.3$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">$F=6.4\pm 0.3$</td> </tr> </table> <p data-bbox="715 1238 831 1263" style="text-align: center;">(単位: mm)</p> <p data-bbox="555 1328 1369 1570">「協会支給ラベル方式」は、「表示交付申請書」に必要事項を記入の上、FAX 等により当協会に送付してください。このとき同時に表 9 に示す手数料額をお振り込みください。 表示交付申請書の記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。<表示交付申請書の様式参照></p>	下地	$G=9.0\pm 0.3$	SG マーク	$C=3.3\pm 0.3$		$D=4.6\pm 0.3$		$E=5.0\pm 0.3$		$F=6.4\pm 0.3$
下地	$G=9.0\pm 0.3$										
SG マーク	$C=3.3\pm 0.3$										
	$D=4.6\pm 0.3$										
	$E=5.0\pm 0.3$										
	$F=6.4\pm 0.3$										

【作成・改正履歴】

2024/1/9 : 新規作成